



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会〔フォローアップ〕

## PG01 重要事項の説明

研修受講ガイドンス

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活・発達障害者支援室

相談支援専門官 藤川 雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 本プログラムの目的と流れ

## 本プログラムを実施する目的

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解するための研修開始にあたっての導入を行う。
- ② 相談支援従事者養成研修等や本研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。  
⇒ 研修効果の向上を図る。

## 本プログラムの流れ

- ① 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 令和6年度の研修実施について
- ③ 相談支援専門員の養成制度について
- ④ 地域での人材育成に係る体制整備について  
⇒④は今年度はPG02で詳細を説明（本資料ではポイントの提示のみ）

1

## 重要事項の説明①

本研修の位置付け・獲得目標・概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和4年度）

開始当初は「伝達研修」として標準カリキュラムを受講生が体験する形で実施。

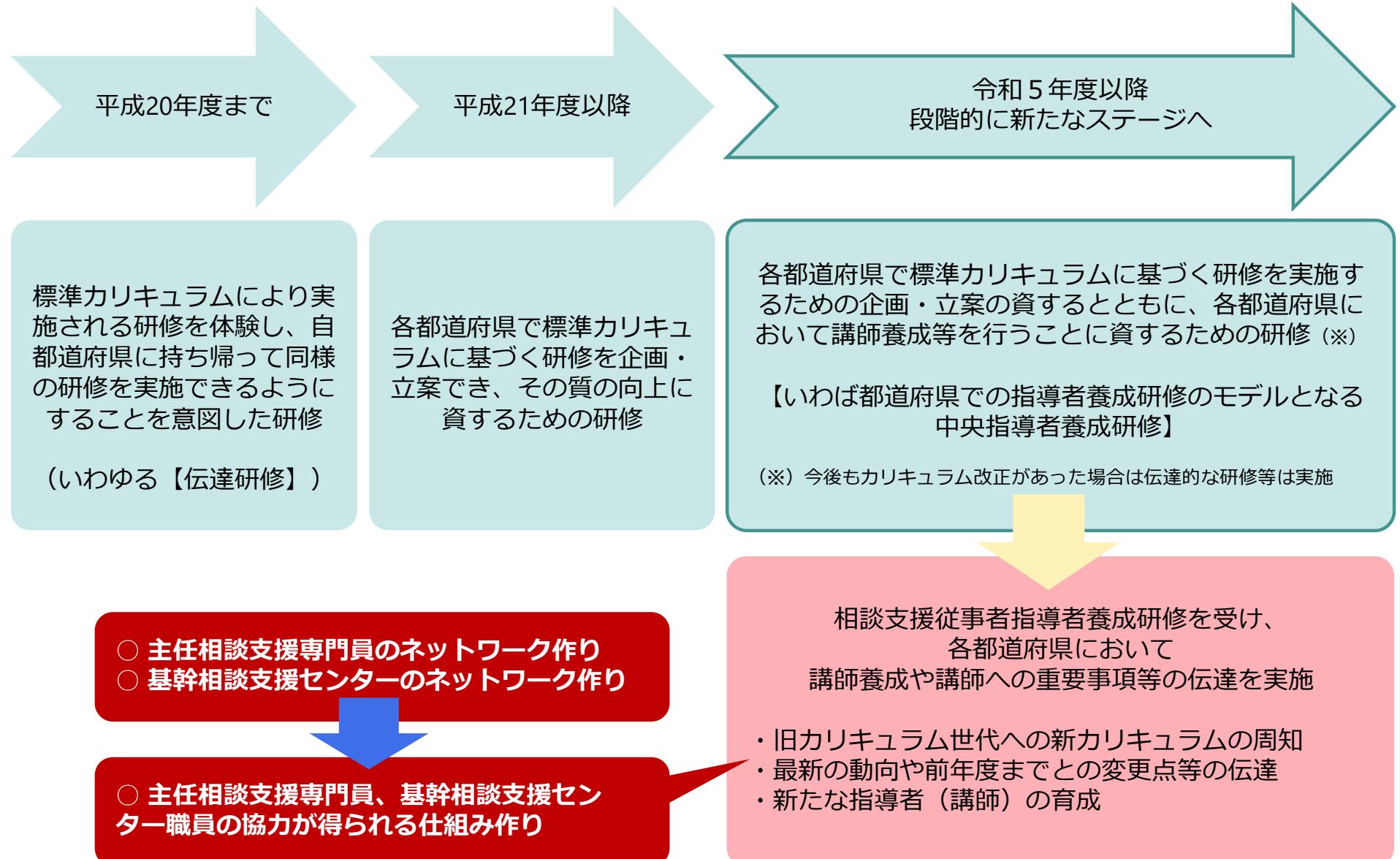
平成21年度以降は、都道府県研修の企画運営に資するための内容に重点を移して実施。

平成21年度～	○研修の企画運営や質の向上の要素も取り入れた研修を開始。
平成23年度	○改正自立支援法の施行に重点を置き実施。
平成24年度	○ファシリテーターの確保など体制構築の視点を導入。
平成26年度～平成28年度	○都道府県研修の質の向上のため、都道府県における研修の体制強化及び内容充実について重点的に実施。
平成29年度～	○開発中の新たなカリキュラム（初任者研修及び現任研修）を一部伝達するとともに、新たなカリキュラムに対応出来る研修実施の体制の充実についてを重点的に実施。
平成30年度	○初任者研修及び現任研修の新カリキュラム案について、その全体像及び各科目の概要の伝達を実施。 ○主任相談支援専門員の養成開始（令和元年度までの2ヶ年は国による直接養成）
令和元年度	○各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、改正された告示及び標準カリキュラムについて、講義実施上のポイントについての伝達に重点を置いて実施。 ※指導者養成研修を補完するものとして、演習の企画立案に資するための会議を別途実施。
令和2年度	○令和元年度に引き続き、新カリキュラムによる研修への円滑な移行や主任研修の開始に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ※主任相談支援専門員の国による直接養成は令和元年度で終了。都道府県実施のための内容を本研修に追加。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、時期を年度末に変更。そのため当該年度研修の振り返り及び次年度研修に向けた課題整理に主眼を置いた内容で実施。 ○すべてのプログラムをオンラインにより実施。（オンデマンド3日分、リアルタイム1日分）
令和3年度 令和4年度	○各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施を相談支援専門員の役割毎に深める内容や、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ○リアルタイムのオンライン研修を中心とするとともに、年度末にフォローアップを実施。

新カリキュラム等の伝達

新カリキュラム等による研修の実施

# 相談支援従事者指導者養成研修の位置づけとその変遷について



# 令和5年度研修の位置付け・獲得目標

## 前提

- 初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改定。（令和2年度以降、新カリキュラムでの実施は必須）
- 主任研修について国の直接養成を終了（平成30年度にて）、都道府県での養成を開始
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響  
講義の遠隔化、演習の小規模分散化を基本とする研修へ移行。
- 研修においてもデジタル化推進の流れ

## 今年度研修

コースに分かれて実施する部分については、各コースの受講者が  
都道府県につき各1名であることも鑑み、昨年度と同内容で実施

- 各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、以下の内容を中心に実施。
  - ①新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的な実施方法  
改定内容の反映や研修の実施に際し、特に留意すべきポイントを再確認する。  
【ケアマネジメント基礎コース、地域づくりコース】
  - ②人材育成体系構築のための情報提供、情報交換 【人材育成コース、自治体職員コース】
  - ③最新の政策動向に関する情報提供 【6月7日、3月15日に実施する講義】
  - ④都道府県の相談支援体制整備と協議会、広域連携と市町村支援 【自治体職員コース】

# 令和5年度相談支援従事者指導者養成研修の構成

	内容			
1日目 (6/7)	<b>PG01 ガイダンス PG02-07 講義 1日目の振り返り</b> 施策等の最新の動向（現状・今後の方針性 ⇒ 地域で取り組むこと等を確認）			
2日目 (6/8)	ケアマネジメント基礎	地域づくり	人材育成	自治体職員
	ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）とその研修における取扱いについて 【主に初任者研修、現任研修】	メゾ～マクロレベルのケアマネジメント（いわゆる地域づくり）とその研修における取扱いについて 【主に現任研修、主任研修】	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について 【主に実地教育】	相談支援の基礎 市町村支援
3日目 (6/9)	<b>PG08 相談支援従事者養成研修の研修体系と各研修の関係性について</b> 育成体系から俯瞰した上記各コースあるいは初任者・現任・主任の各研修の位置付け等			
	<b>PG09-10 都道府県単位でのグループ演習と全体共有</b> ①同一都道府県の受講生間での共有を図り、 ②都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組について協議			
4日目 (3/15)	<b>今年度の振り返りと次年度のより効果的な研修等の実施に向けて</b> 【主に実践報告や情報交換、課題整理等（予定）】			

 次年度の体制への確実な引き継ぎ

# フォローアップ（本日）の位置付け・獲得目標

## 目的・位置づけ

- 令和5年度研修の振り返りを行い、その気づきを令和5年度のよりよい研修実施や人材育成体系整備につなげる。（課題・改善点と改善案を整理し、次年度の体制に引き継ぐ）

## 内容

- ①本研修の目的や人材養成制度について抑えなおす
- ②前半で実施した各コース毎の研修の枠組みに基づき、今年度の研修をはじめとする取組を振り返る。
  - ・実践報告による情報提供やグループワークによる情報交換等を行う。
- ③各コース毎の研修をもとに、自都道府県の研修を振り返り、課題整理等を行う。

# 本日の研修の流れ

			科目（プログラム） 講師・担当者			
3月15日 (金)	8:50～9:00		開講			
	9:00～9:30	40分	<b>PG01 研修ガイダンス・目標設定</b> 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 相談支援専門官 藤川雄一			
	9:35～10:50	75分	<b>PG02【講義】政策の最新の動向</b> 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 相談支援専門官 藤川雄一			
	10:50～11:00		休憩・ルーム移動			
	ケアマネジメント基礎コース		「地域づくり」コース	OJT・人材育成体系コース	自治体職員コース	
	11:00～15:30 (昼休憩60分)		各コースのテーマに基づき、実践報告及び情報交換等により今年度の振り返りを行い、次年度に向けての課題整理を行う			
	15:30～15:40		休憩・ルーム移動			
	15:40～16:00	20分	<b>PG03 次年度に向けた課題整理とアクションプラン作成Ⅰ（個人ワーク）</b> 名古屋市総合リハビリテーションセンター 副センター長 鈴木智敦			
	16:00～17:00	60分	<b>PG04 次年度に向けた課題整理とアクションプラン作成Ⅱ《都道府県での協議：各コースの内容の共有と課題整理、アクションプラン作成》</b> 名古屋市総合リハビリテーションセンター 副センター長 鈴木智敦			
	17:00～17:10		休憩（必要に応じて）			
	17:10～17:25	15分	<b>PG05 研修の振り返り</b> 鈴木智敦、藤川雄一、ほか各コース担当講師			
	17:25～17:30	5分	閉講			

参加したコース：

都道府県名：

本シートを印刷する場合はA4またはA3でプリントして活用してください。

## 研修での気づき等

コースでの研修でメモをとりつつ、  
PG03 で整理

## 自県の課題

PG01 目標設定で記入

## 次年度取り組むこと

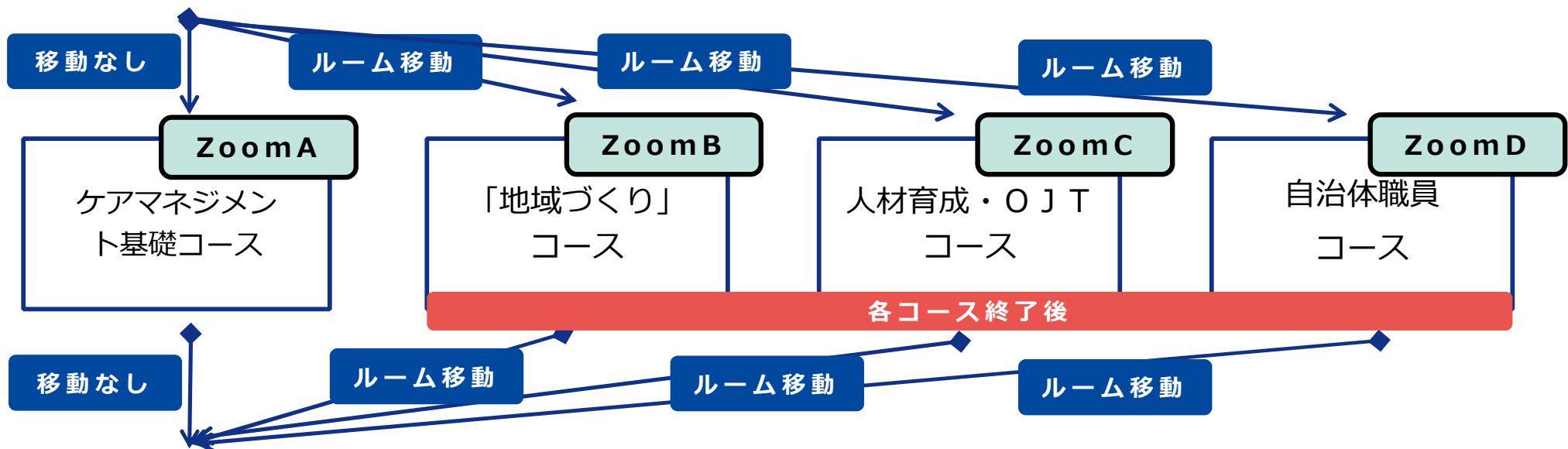
PG03 で個人で整理し、  
PG04で都道府県で共有・まとめ

- 本日のガイダンスでは目標設定は行いません（既に目的は全員に共通かつ明確なため）。
- この後のコース参加中、左側については適宜メモをとってください。【編集可能ファイルを学院webページに掲載】

# Zoomのルーム移動の流れ

PG01,02 ガイダンス【各コース共通】

全受講者がZoomAへ入室



PG03～ 課題整理、振り返り等【各コース共通】

全受講者がZoomAへ入室

2

## 重要事項の説明②

都道府県研修の実施と本研修の活用方法について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

## 研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意**すること。
  - ① **出典を示すこと。**
  - ② **改変を加えた場合、改変した旨を明示すること。**
- 公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。  
※個別の提供交渉は慎むこと。

## 留意事項

- 各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
  - ① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有すること。**
  - ② **人材育成体系の中へ各研修を位置づけること。**
  - ③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行うこと。**
- ⇒ 標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。**
- ⇒ ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。
- ⇒ 研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

## 映像について

事前視聴用講義+一部の講義が対象

- **都道府県研修の企画・立案に従事する者（都道府県担当者・講師等）に限り、受講者以外であっても視聴可。**
  - ・ 視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。
- **今年度内視聴可（予定）。**
- **映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他二次利用は不可**（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

2

## 重要事項の説明②

令和5年度の研修実施について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和6年度の指導者養成研修の実施予定について

障害保健福祉主管課長会議（3月下旬目途に当省webに資料掲載予定）に掲載。

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

## 相談支援従事者指導者養成研修会

### 「本体」

3日間 国立障害者リハビリテーションセンター学院

### 「フォローアップ」

1日間 オンライン

都道府県における人材養成や地域の相談支援体制整備に関わる者において中心的役割をなす者★

6月19日～6月21日に実施予定

3月7日に実施予定

★ ①各都道府県における研修全体の企画立案においてリーダー的役割をなす者（候補を含む）及び②相談支援従事者養成研修事業・相談支援事業（相談支援体制整備事業）・（自立支援）協議会を担当する都道府県職員を対象とする予定

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通 = 【意思決定支援、障害児支援、就労支援】

### 専門コース別研修

(サビ児管・相談支援共通カリキュラム)

1日間 オンライン

### 基礎研修・実践研修・更新研修

3日間 国立障害者リハビリテーションセンター学院

専門コース別研修に従事する者  
(サビ児管・相談支援双方)

サビ児管研修に従事する者

サビ児管国研修本体（3日）  
とは別の受講者を選定可

9月10日～9月13日に実施予定

3

## 重要事項の説明③

相談支援専門員の養成制度について

<ポイント>

- ・旧カリキュラム修了者への周知（特に主任相談支援専門員の理解促進と地域での周知活動）
  - ①制度改正の周知（現任研修受講についての実務経験要件、主任相談支援専門員の創設）
  - ②新カリキュラムの内容・方法等の改正ポイントの周知

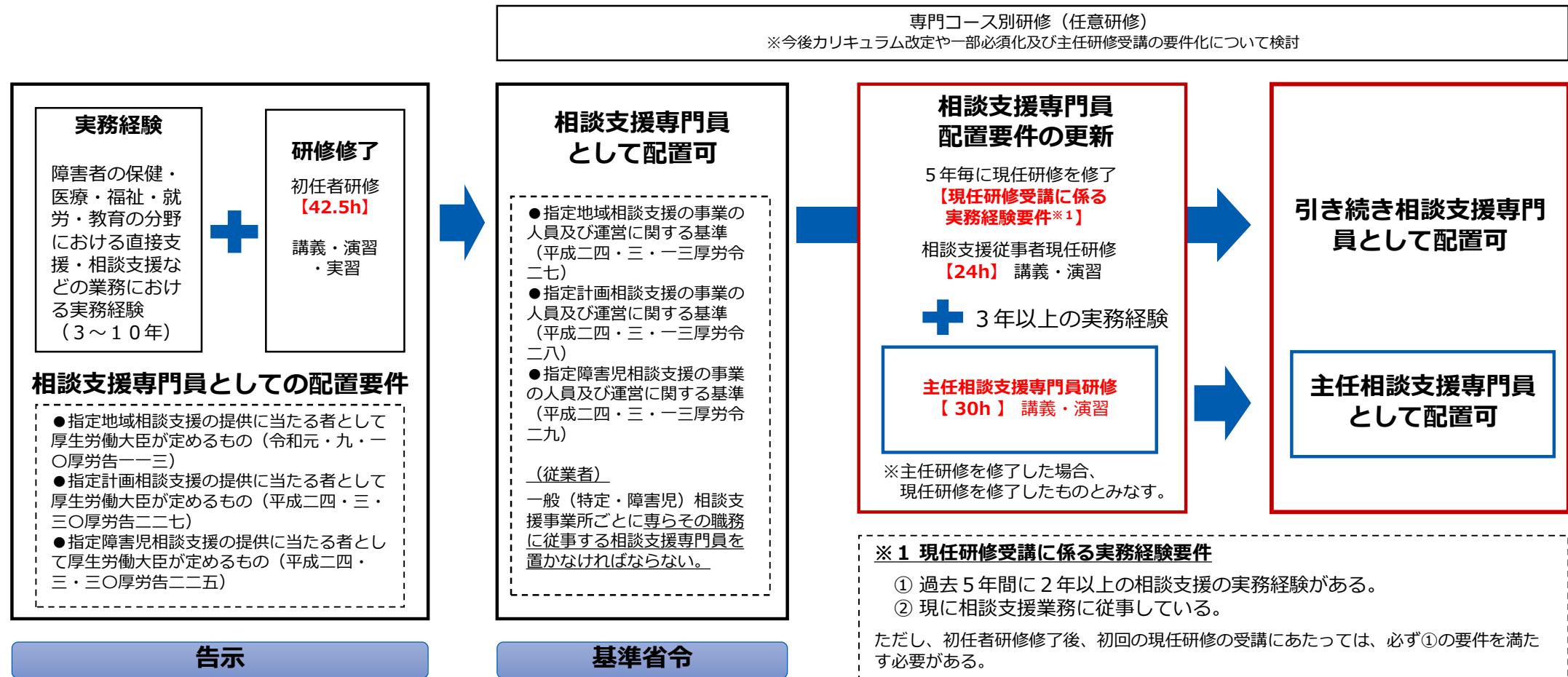
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行なながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働く環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。（主任相談支援専門員の創設については平成30年度）



# 初任者研修の構造

## 告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
	合計	42.5h

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について  (平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)
●相談支援従事者研修事業実施要綱
以下の標準カリキュラムを含む内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム</li> <li>・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム</li> <li>・専門コース別研修標準カリキュラム</li> </ul>

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	概論	研修受講ガイダンス（標準カリキュラム上は任意）
		相談支援（障害児者支援）の目的（1.5時間）
		相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）（2.5時間）
2日目	法制度	相談支援に必要な技術（1時間）
		障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解（1.5時間）
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1.5時間）
3日目 4日目	技法の実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス（1.5時間）
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点（1.5時間）
		相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）（12時間）
5日目	講義演習	実習ガイダンス（1時間）
		相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
6日目	実習	実践研究1（6時間）
		相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習実習2
		実践研究2（4時間）
7日目	講義演習	実践研究3（6時間）
		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り（2.5時間）

# 現任研修の構造

## 告示別表

現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
	<b>合計</b>	<b>24.0h</b>

## 標準カリキュラム

1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状（1.5時間）
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法（3時間）
2日目	講義 演習	実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法（1.5時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
3日目	講義 演習	個別相談支援とケアマネジメント（6時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
4日目	講義 演習	相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）（6時間）
		実習（標準カリキュラム上は任意）
		地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践（6時間）

## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について

（平成一八・四・二一 障発〇四二一〇）

### ●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

# 主任研修の構造

## 告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者的人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
	合計	30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイドライン（研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要）
- ② 課題実習（実践の振り返りを含む）
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
  - ・各科目的振り返りシート
  - ・研修の振り返り

## 通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について

（平成三一・三・二八 障発〇三二八の一）

- 相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

## 標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向（1時間）
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点（2時間）
	運営管理	相談支援事業所における運営管理（3時間）
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性（1時間）
		人材育成の地域での展開（3時間）
		研修・グループワークの運営方法（2.5時間）
		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開（6.5時間）
		基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現（2時間）
3日目	地域援助	多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法（2.5時間）
		地域援助技術の考え方と展開技法（1.5時間）
		地域援助の具体的展開（5時間）
4日目		
5日目		

# 専門コース別研修

～R3→R4

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援（新設）	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援（新設）	14h	従前の就労分野の内容を補完



R5年度はサビ児管指導者養成研修事業の中で実施予定(9月12日)  
→ 専門コース別部分は、サビ児管研修本体部分と別個に受講者を募集予定

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
障害児支援（拡充）	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援（新設）	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解（新設）	10.5h	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通。

# 相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

## 告示・標準カリキュラムの見直し

- 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

## 教育方法の見直し

- 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
  - 演習や実習のさらなる重視
  - オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- 研修全体の運動性の重視（研修体系の全体像の提示）
- 繙続的な学びの必要性の強調
  - 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
  - 実地教育(OJT)との連動の導入
  - スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
  - 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

# 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

## 前提

- 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内の更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。
- 研修の修了には、告示に示す方法（講義、演習、実習）、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。
- **事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。**

**○ 新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。**

※研修を中止・延期した場合、その後の研修を再開した年度において、中止・延期した研修の人数分を加えた規模の研修を実施することが必要となるため、計画的な実施が必要。

●参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

（令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

令和5年3月末にて廃止

## 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施

### ○ 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

#### ① 講義の遠隔化（オンライン化）

#### ② 演習の小規模化・分散化

- ・業務実施地域(障害保健福祉圏域・市町村)に近いところでの、その地域を単位とした実施。
- ・対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

デジタル化推進の観点からも今後も継続

#### ③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

- ・感染拡大の状況を踏まえ判断すること。
- ・感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

#### 【参考】

##### ●新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

※5類感染症移行後の対応についてもこのページから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

##### ●障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

※令和2年5月27日付人員基準等の臨時的な取扱い事務連絡（第7報）問23、24、28の相談支援に係る臨時的な取扱いは5類感染症への移行に伴い、終了。

# 受講生が新型コロナウィルス感染症に感染した際等の対応について

## 前提（再掲）

- 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。
- **研修の修了には、告示に示す方法（講義、演習、実習）、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。**



## 受講生が感染者や濃厚接触者となり、研修の一部を受講できなくなった場合の対応例

- **欠席した科目について、告示に示す形を満たしたもので補うことが必要。**
  - ⇒ ①別日程で同一の研修を開催する場合には、別日程での受講に振り替える。
  - ②欠席した科目について開講される補講（告示の方法・時間を満たしたもの）を受講する。（※1）
  - ③（年度を超えた受講でも支障がない場合）翌年度（※2）に欠席した科目について、受講する。
- いずれの場合も、**研修の全課程を改めて受講し直す必要はなく、欠席した科目を受講すれば修了に足りるものである。**
- 新型コロナウィルス感染症に係る欠席に限らず、やむを得ない事由による欠席についてもこれらの方法を探ることが可能。

例) レポート提出、科目の内容と異なる映像の視聴、演習を講義に替える、時間を短縮する等による代替は不可

【参考】障害のある受講者等への配慮として、以下の取扱いを認めている。⇒やむを得ない事由による欠席者についても適用可能

- ※1 相談支援従事者養成研修（初任者研修）については、「基幹相談支援センター等での履修」として、「研修前半の4日間までのカリキュラムを履修済みの者」については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降（=後半3日間）の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。」としている。
- ※2 「最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修」を可能としている。

（平成18年4月21日 障発第0421001号「相談支援従事者研修事業の実施について」最終改正令和4年3月31日）

# 4

## 重要事項の説明④

### 地域での人材育成に係る体制整備について

#### <ポイント>

- ・ 地域・事業所での実地教育(OJT)の実施 ⇔ 基幹相談支援センター（設置・機能見直し）検討
  - ①初任者研修等の実習を契機とした整備の開始（体制がない場合）
  - ②スーパーバイズやその他の支援者支援、支援の検証の取組の実施
- ※担い手たる主任相談支援専門員の地域での確保
- ・ 地域に必要な相談支援専門員の推計と確保

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare